

すべての 子どもの育ちを 応援します！

4月から実施する「子ども誰でも通園制度」は保護者の就労状況に関わらず、子どもを月一定時間保育施設に預けることができる制度です。保育の専門職がいる環境でさまざまな経験ができ、同世代の子どもと関わる機会を得ることができます。



「子ども誰でも通園制度」について



対象児童は？

対象者：0歳6か月～2歳児クラスの
保育所等を利用していない子ども



利用時間と料金は？

利用可能時間：月40時間まで
※3歳に達した児童は月30時間まで
利用料：無償

◎利用までの流れ

詳細はこちらから▶

ステップ1 利用申請



- ① 国の「子ども誰でも通園制度総合支援システム」から利用申請

※4月から利用を希望する方は下記の期限までに申請してください

利用申請期限：2/19(木)まで

- ② 区で審査後、総合支援システム利用のためのアカウント発行



ステップ2 面談予約



- ① 利用者(保護者)のアカウント情報や
子どもの情報を登録

- ② 利用希望施設に面談予約

※4月から下表の施設での利用を希望する方は、
期間内に面談予約の申し込みをしてください。
3/10(火)ごろに面談の対象者を決定します

ステップ3 面談・利用予約



利用スタート

ご注意ください

面談の結果、受け入れが困難であると施設が判断した場合はご利用できません

4月から
実施する
区立施設
【計6園】

区立保育園	
面談予約期間 2/27(金)～3/5(木)	
塩崎保育園	塩浜2-6-3
城東保育園	南砂7-9-11

区立幼稚園			
面談予約期間 2/27(金)～3/8(日)			
つばめ幼稚園	扇橋3-20-13-101	枝川幼稚園	枝川3-4-1-101
第二亀戸幼稚園	亀戸6-36-1	第五砂町幼稚園	東砂7-5-27

※私立保育園、私立幼稚園などその他実施施設については区HPで順次公開します

保護者の皆さんとのこんな声に寄り添います！



同世代の子どもと
遊ぶ機会をつくりたい

育児や成長の悩みを
保育士に相談したい



事業開始に伴い、会計年度職員(保育士・保育補助)を募集します。詳細は11面へ